



大根占町のおおおじめ

昭和45年 6月15日 No. 209

編集と 鹿児島県肝属郡大根占町役場

発行 企画室 企画係

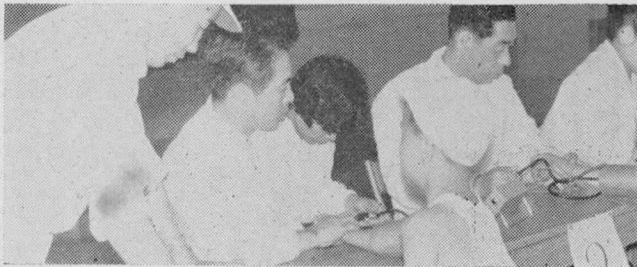
(電話 大根占局 2-0511-0515)

印刷 逆瀬川印刷所 (電話 2-0140)

町の 昭和45年 5月1日 現在推計人口

人口 男女 5,029人 計 10,917人

前月より 56人 減



「太陽の子」を育てよう

＝体力診断テスト実施＝

料)が基本となつて、さらに「太陽の子運動」が推進されることをわたくしらは期待し、協力し合ひましよう。

この運動を推進するための一つの的方法として、児童・生徒の体力診断テストが県下を抽出して計画され、大根占小中の両校がその指定を受け、五月十九・二十一日の両日、郡医師会の御協力でそのテストが行なわれましたが、この精密なデータ(資料)が基本となつて、さらに「太陽の子運動」が推進されることをわたくしらは期待し、協力し合ひましよう。

さきに国会を通過した過疎地域対策緊急措置法の定めるところによつて、本町も県下四十七の市町村とともに「過疎地域」の指定を受けました。指定を受ける要件としては、国勢調査の結果による人口の減少割合、市町村財政の状態などによる基準があり、これに該当すること指定を受けたのですが、さっそく「市町村過疎地域振興計画」を作成して提出しなければならぬので、役場では目下、その作業にとりかかっています。

昭和四十七年には、鹿児島で国体が開催されます。

これを太陽国体と名づけ、県民はあげて体位の向上に取り組んでいます。

いわゆる「太陽の子運動」です。

大根占町が「過疎地域」の指定を受ける

このことは、都市への人口の集団流動によつて、地方では「過疎」の現象を生じ、小さくは世帯の維持、または集落の構成、大きくは市町村行政の維持が困難な状態となりつゝある中で、政府の責任において環境を整備して、地方住民の所得を増大し、正常な生活並びに行政水準の維持ができるように行政措置を講じようとするものです。

国民年金

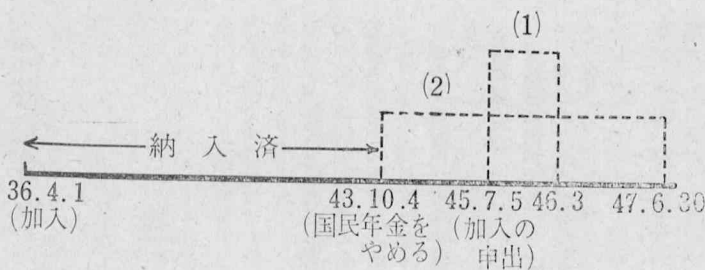
高令者の再加入が

できるようになりました

明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれたもので、昭和36年4月1日当時国民年金に加入していた人で、現在では国民年金をやめている人(他の年金制度「厚生年金や共済組合など」に加入している人を除く)は、昭和45年7月1日から同年9月30日まで加入の申出をすれば、再び加入できることになっています。

この申出をした人は、月四五〇円です。

納付期間は、国民年金をやめている期間(他の年金制度



部落別国民年金検認実績 (44年度)

部落名	検認率	部落名	検認率	部落名	検認率
落 麓	100%	塩 屋 2 区	100%	川 南 北	100%
弓 場 下	100	城 崎	100	川 白 井	100
鳥 井 戸 1 区	100	瀬 戸 山 (一)	100	安 水	100
〃 2 区	100	〃 (二)	100	安 崎	97
〃 3 区	100	六 反 田	100	大 久 崎	100
木 場 上	100	中 園	100	大 馬 場 中	93
大 橋 上	100	宮 脇	100	段 野	100
〃 下	100	上 之 宇 都	100	中 笑 喜	99
木 寺 原	100	鳥 神 川	98	〃 下	77
山 之 口	92	〃 上	94	大 落 才	96
山 西	100	〃 中	100	大 落 才 河 原	92
山 添	100	〃 新 町	100	牧 協 原	100
栄 1 区	100	皆 倉	100	牧 協 原 和	100
神 之 浜 1 区	100	神 川 中 原	100	岩 元 苦	100
〃 2 区	100	桜 坂	100	厚 命 漸	98
本 町	100	松 毛 下	100	宿 利 原	100
京 旭 町	100	笹 原	100		
塩 屋 1 区	97	半 下 石	100		

注. 年金の組織は1部落2組織になっているところもあります。

- た。(今回の改正)
- この人の場合
- (1) 昭和45年7月から月四五〇円の保険料を46年3月までに納める。
 - (2) 昭和43年10月から昭和45年6月までの保険料を47年6月30日までに納める。
 - (3) 現在加入している高令者と同じように年六万円(月五千元)の年金がもらえる。
- ◎ 45年7月5日再び国民年金に加入することを申し出
- ◎ 36年4月1日国民年金に任意加入している。
- ◎ 43年10月4日国民年金をやめる(喪失)その後国民年金にはいつていない。
- ◎ 45年7月5日再び国民年金に加入することを申し出

- 調理師試験が実施されます
1. 試験期日 昭和四十五年八月五日
 2. 試験場 鹿児島市県立短期大学
 3. 試験科目 衛生法規ほか五科目
 4. 受験手続 六月三十日までに保健所(大根占支所)で手続きを
 5. 試験準備講習会 受験願書提出者を対象に、七月下旬に実施の予定。
 6. テキスト「調理師読本」保健所に注文してください
 7. そのほかいろいろ役場保健衛生係でお尋ねください。

役場職員の人事異動

役場では、一部人事異動を行ない、六月一日付けで次のとおり発令されました。

総務課長 吉元 美水

税務課長 中村 清三

企画室長 (町誌準備室長他) 柊井 孝一

水道課長 (総務課長) 大山 一男

町誌編さん事務室長 (税務課長) 兼監査委 大山 光男

経済課長補佐 (建設第二主査) 宮里 悦夫

税務課固定資産係長 飯屋 昭隆 (水道係長)

教育委員会管理課総務係長 吉元 孝一 (徴収係長)

税務課税務係長 水流 克己 (課税係長)

水道課水道係長 真茅盛男 (水道課主任担当員)

税務課 荒武 章 (総務課)

総務課 垣内芳子 (経済課)

総務課 久保哲雄 (教委)

農 委 永田良次 (経済課)

建 一 課 木原光郎 (税務課)

住民課 牛飼藤人 (建一課)

建二課 中馬ノリ子 (税務課)

経済課 渡田ケイ子 (建二課)

たばこは町内の

店で

買いましよう。

旅行をするときも、町内の店で買いましよう。

都市計画事業・その後

さきに計画された都市計画事業は、事業費・事業量ともにばう大で、関係する住民のかたがたも多く、長期にわたりますので、その遂行は困難を予想されましたが、関係地区民の利害を超越した協力をいただき、当局の意図するところに添って着々計画どおり事業が進展しつつありますことは、喜ばしい限りです。

茶の現況と

今後の進め方

本町の茶業は、緑茶の品種物栽培が本格的に始まってから三年めを迎え、ことしあたりからその成果が期待されています。

今後も恵まれた気象条件を生かした走り新茶を中心に、早生品種を毎年七ヘクタールづつ増植する計画を立てています。茶は適地さえ得られれば畑作地帯の有望作物でありますので、新植を希望するかたがたは十月ごろまで経済課へ申し込んでください。

●重点奨励地帯

大根占・神川・鳥浜の台地池田・宿利原地区

●現在の茶園面積

専用茶園一十八ヘクタール兼用茶園(畦畔)一二十一ヘクタール

ます。

△昭和四十四年度中に家屋移転並びに用地買収を終えたもの

買収済みの
宅地面積 三六一㎡
貯木場 一〇〇㎡

納税者の権利救済と 財産譲渡の特例

※納税者の権利救済制度を改善する目的で、このほど国税不服審判所が初めて設置され、ことしの五月一日から異議申立、審査請求などの請求期限及び提出先が次のとおり改正されました。

1. 提出先

異議申立書―税務署長あて
審査請求書―「国税不服審判所長あて」とし、熊本国税不服審判所首席国税審判官に提出する。

(熊本合同庁舎)

2. 提出期限

異議申立期限

処分に係る通知を受けた翌日から二か月

審査請求期限

処分に係る通知を受けた翌日から二か月

更正の請求期限一年

※居住用家屋や土地を買ったときの税金について

居住用財産を譲渡した場合には一千万円控除の特例の適用を受けることができます。

この適用を受けることのできる人は、現に自分が住んでいる家屋(併用住宅は住宅部分のみ)や敷地を親類や同族会

山林 一三五一㎡
水田 四四五㎡
家屋移転 二戸

△昭和四十五年度の計画

家屋移転
土木事務所庁舎 一戸
民家 一戸
水田の買収 八〇㎡
を計画している。

社など特別の関係がない相手方に売った人です。

この特例は、財産の所有期間の長短に関係なく受けられますが、特例を受けた年の翌年と翌々年に再び受けることはできません。

税金算出の計算例を示します

譲渡価格(必要経費) 譲渡所得

課税譲渡所得 課税譲渡所得

課税譲渡所得×10%税金

但し、短期譲渡の場合は税率が4%となります。

鹿屋税務署から

漁協の総会から

五月三十一日、午後一時から組合事務所で開催されました。議案十件が付議されましたが、主なものは次のとおりです。

△四十四年度決算、事業報告
△四十五年度事業計画
△最高限度額、借入金金を五百万円、貸付金を五十万円
△砂鉄、海底砂採取に対する漁場更新……五社

△荷捌所が老朽しているの

森林組合の 総会から

五月二十七日、午後一時から中央公民館で開催されました。議案七件が付議されましたが、主なものは次のとおりです。

△四十四年度業務成績書承認
△四十五特別年度内借入金金の最高限度額を六千万円とする
△貸付金及び同利率の最高限度額を十八万円、日歩三銭とする。

△役員選任

立候補届出が定数いっぱい、次のかたがたが選任されました。

理事 坂元左武郎、瀬戸藤吉、川辺盛康、原田連雄、落河昭、前園栄、岡元秋彦

監事 長岡正一、福留平吉、久保幸彦

注、特別年度とは、会計年度が変ったことによる三か月の暫定期間であるため

構造改善事業で本年中新設△定数変更
組合長選任を総会総住であったものを理事互選とする。

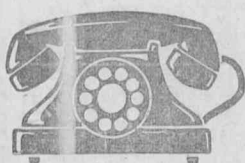
出資金一口二百円を一口千円とする。

△わかめ養殖のため、特定区画漁業権を設定する。

このあと、次のかたがたが表彰を受けられました。

△鮮魚水揚げ協力者
鶴崎富蔵、川崎栄一、徳田熊吉、藤崎藤夫、川崎栄之丞

△鮮魚販売協力者
大山竜夫、福永タケマツ



一本の電話が 三本に使える

附属電話機 // 親子電話 //

電話のベルが鳴るたびに、二階から下へ、居間から店先へと、とんで行かねばならぬ……こんな経験はございませんか。

こんな悩みは、一本の電話に子電話(二個)、本電話を含めると最高三個までとりつけられ、店先と居間または一階と二階というように電話をふやし、ベルが鳴ったら手近

の電話にちよっと手をのばすだけでOKです。
料金 工事費 千二百円
債券 一万円
(換金できます)
毎月の使用料 二百円
そのほか便利なボタン電話機、附属電話、さしこみ装置、附属送受器なども取付けいたしますので、営業係(二一〇四一二)にお申込みください。大根占電報電話局から

写真コンクールに 応募しませんか

写真の一部に
簡保積立金融資産
施設がはいって
おり、季節感が
あって地方色豊
かなもの

2. 部門

カラー写真(ネガフィルム
リバーサルと可)

白黒写真

いずれも未発表のもの

3. 作品の大きさ

カラーはスライド35ミリ以
上、白黒はキヤベネ判以上

4. 賞金

(カラー)

特賞 三万円・副賞 一点

入選 一万円・副賞 三点

佳作 賞品 一〇点

(白黒)

特賞 一万円・副賞 一点

入選 五千円・副賞 五点

佳作 賞品 二〇点

そのほか、抽選で五〇人に
賞品を贈呈する。

5. 応募票への記入事項
作者の住所、氏名、職業(勤務先)、電話番号、撮影場所、施設名、撮影年月日、画

電気についての申出は

領収証の番号で御連絡を

電気についてお問い合わせ並びに御用件を申し出られるさいは、最近の領収証は記入してある番号(氏名の上の需要整理番号)をお知らせくださるか、領収書を直接御持参くださいますようお願いいたします。

転居、または家の取りこわしなど電気が不要になる場合台帳で前月のメーター指針をみて電気料金の精算の必要があるためです。また、転居後新しく入居され再度電気が必

要な場合は、必要事項を記載した荷札がメーターの下につり下げてありますので、電話口で需要家整理番号など必要事項をお申し出いただくか御持参くださいますと当社の処理も早く済み、非常に便利です。

ことしの住宅資金

貸付けは、このように

昭和四十五年度の個人住宅
農山漁村住宅、住宅改良建設
などの公庫融資について、そ
の申し込み要領をあらましお
知らせします。

※ 個人住宅

1、受付期間
5月18日～10月31日、但し
建物、土地のあわせ貸付けは
7月20日まで

2、受付場所

農協並びに町内金融機関
3、貸付けを受けるかた
(1)自分で住むための住宅を必
要とし、土地の準備のでき
ているかた
(2)収入月額が当初償還金の六
倍以上あるかた

4、貸付けを受ける住宅

住宅部分の床面積が、30㎡
(約9坪)以上120㎡(約36坪)
以下であること

5、貸付けを受ける面積
住宅部分……耐火・簡耐・

町連青だより

町の広報紙に今月から毎月
「町連青だより」を掲載させ
ていただくことになりました
御愛読のうえ、少しでも町の
連合青年団を理解されて行事
計画がうまく消化できるよう
に、今後なおいっそうの御協
力をお願いいたします。

今回は、三月の総会と校区
懇談会などで理解されている
とは思いますが、まだ入団を
希望されるかたがたのために
役員と組織などについて紹介
します。
1、役員の氏名と出身地

3、貸付金の限度
最高額は67㎡特例として
耐火は34万円、組立木造123
万円、木造77万円までとする

※ 住宅改良

1、受付期間
5月25日～10月31日
2、貸付けを受けるもの
自分で住むための持家を改
良するもの

3、貸付けを受ける工事
増築・改築・修繕などの工
事、またはこれらを合わせて

便利になつた

出生・死亡届け
戸籍法の改正で

出生届けのため、お産をし
た土地の役場までわざわざ出
かけなくても、四月一日から
自分の住んでいる市町村の役
場で届け出ができるようにな
りました。また、死亡届も、
届出人の所在地でもできる
ことになりました。
これまで出生・死亡の届け
は、人口動態をつかむため事
件発生地、つまりお産をした
場所、死亡した場所の市町村
役場でしか届け出ができません
でしたが、住民の利便をは
かるため、他の戸籍の届け出
と同様に、本人(出生届、死
亡届)の本籍地、または届出
人の所在地(住所地、居所ま
たは一時滞在地を含む)で届
け出すことができるよう
になりました。

行なう工事

4、貸付金の限度
工事に要する費用の七割以
内で10万円から40万円まで
5、貸付金の利率 年6%
6、返済期間 10年以内
7、返済方法
原則として元金均等毎月払
※ 借入れ手続きに関する詳
しいことは、農協・金融機関
または役場建設第一課でお尋
ねください。

△ 生活改善部

達成のため次のような事業を
行なっています。
△ 青年学級の促進
△ 講演会、講習会、体育大
会などの開催
△ 役員の中でそれぞれの専門部
では次のような任務をもっ
ています。
△ 文化部長
機関紙の発行(五月と二月
)と文化祭の実施にあたる。
△ 体育部長
郡・町の球技及び体育大会
や駅伝大会の実施にあたる。
△ 産業部長
ハイキング、キャンプ、町
三役と語る会など行事計画の
実施にあたる。

無料人権(身の上)相談所

が開設されます

もし、あなたの身のまわり
に、理由なく無理を強いられ
たり、人格を無視されたりし
て悩んでおられる人はありま
せんか。また、農地、借地借
家、金銭貸借、戸籍登記、そ
の他家内でのいざこざで心配
されている場合、
そのほか、一般の法律問題
で苦しみ、悩んでおられるか
たは御遠慮なくどしどしお
いでください。
※ 秘密のもれる心配は絶対
ありません。
※ 法務局、人権擁護委員は
あなたの味方です。
1、相談日時……六月二十五
日(午前10時～午後四時)
2、相談場所……宿利原診療所
(宿小内)

最近国内で発生する犯罪は
次第に規模が大きくなり、さら
に巧妙な手段を用いるようにな
り、その年令が下降しつゝあ
ります。したがって防犯活動
の中でも、青少年の健全育成
が重要な分野を占めるように
なり、特定の取締
り機関に依存する
ばかりでなく、対
人的な連帯意識を
強めて地域ぐるみで防犯活動
が推進されることが望ましい
わけです。
去る五月七日、県の警察本
部で開催された防犯協会連合
会の総会におきましても、犯
罪の増加傾向、悪質化による

防犯は地域ぐるみで

発生地(お産や死亡した市町
村)でも届け出ることがで
きます。
このほか、従来どおり事件
け出をすることができるよう
になりました。

すが、ことしはじめて接種を
受けた人は二回受けることにな
ります。
今年度の日程は次のとおり
です。

△ 第一回め

神川 校区 6月15日
池田 校区 6月16日
大根占校区 6月17日
宿利原校区 6月18日
△ 第二回め
神川 校区 6月22日
池田 校区 6月23日
大根占校区 6月24日
宿利原校区 6月25日

注、時間はいずれも午後2時
から3時30分まで、各小学
校で
なお、ことしから予防接種
の実費徴収金は、町でその一
部、または全額を補助して、
次のように軽減されることに
なりました。
全額免除……乳幼児、小中学
校の児童・生徒、生保家庭、
一部免除(百円)……生保家
庭を除く一般家庭全部

山添部長が出席されました)
鹿兒島県防犯協会連合会
重点目標
第一、暴力をしめ出し、法と
秩序を守る運動を推進しよ
う。
第二、青少年の健
全育成に努めよう
第三、防犯体制の
整備強化に努めよう。
第四、盗犯の予防活動を推進
しよう。

☆ 戸締りを☆

☆ 戸締りを☆
☆ 戸締りを☆

税の納期
6月
国民健康保険税
第1期

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません



次のかたがたから、それぞれ

販売業者が備えている譲受書に品名、数量、譲受年月日氏名、住所、職業などを記入し、押印しないと買うことはできません。また十八才未満の者が買うことはできません。三、保管
使用前のものや、使用残りのものは専用の農薬保管箱に

知事の登録をうけた毒物劇物販売業者以外の者が、販売やあつ旋をすることは固く禁止されています。二、購入
販売業者が備えている譲受書に品名、数量、譲受年月日氏名、住所、職業などを記入し、押印しないと買うことはできません。また十八才未満の者が買うことはできません。三、保管
使用前のものや、使用残りのものは専用の農薬保管箱に



れ御寄附くださいました。厚くお礼申し上げます。
▲ 香典返しにかえて
栗脇一徳(武志) 父 一万円
牛飼一雄(シオケサ) 祖母 一万円
鯨島明蔵(富) 父 五千円
△ 錦江園(老人ホーム)の
おとしりのかたがたへ
京町部落会から 四千元
皆倉 牛飼一雄 五千元
麓 浜田マツエ 五二八八円
農薬の中には、人畜に対して非常に毒性の強いものがあり、皮膚についただけでも吸収されて中毒を起こし、場合によっては死亡します。しかし、そのような恐ろしい農薬でも、法律で定められた取り扱いや使用方法を正しく守れば、中毒をおこしたり死亡したりする危険は、ほとんど完全に防げます。
次のことをしっかりと守り、一家そろって楽しく明るく過ごしましょう。
一、販売
知事の登録をうけた毒物劇物販売業者以外の者が、販売やあつ旋をすることは固く禁止されています。二、購入
販売業者が備えている譲受書に品名、数量、譲受年月日氏名、住所、職業などを記入し、押印しないと買うことはできません。また十八才未満の者が買うことはできません。三、保管
使用前のものや、使用残りのものは専用の農薬保管箱に

先などを持っていく人は、絶えず交替して薬剤を浴びないようにしましょう。
なお、乳幼児、家畜は遠ざけ通行人や付近の住家その他に注意するようにしましょう。

七、服装
長袖上衣、長ズボン、帽子長ぐつ手袋、マスクなどを使用して皮ふの出ている部分を少なくし、作業後せっけんをよく洗うようにしましょう。
八、散布
朝夕の涼しいときに散布し風向きを考えて常に身体を風上におくように作業し、ホースの筒先などを保持している人は、絶えず交替して薬剤を浴びないようにしましょう。
なお、乳幼児、家畜は遠ざけ通行人や付近の住家その他に注意するようにしましょう。

いれ、必ず「カギ」をかけ、「医薬用外毒物劇物」と書いておくこと。畜舎、物置き、げた箱、縁の下などには絶対に置かないようにしましょう。四、容器
飲食物の容器、たとえば、サイダービン、牛乳ビン、あきかん、メリケン粉の袋などは絶対に使用しないようにしましょう。五、公示
散布後一週間は立札、赤旗などを使用して散布地区をはっきり公示し、田畑には立入らないようにしましょう。六、準備
散布前に除草を完了し、ポンプ類は必ず点検し悪いところは直して使用するようにし散布前日の飲酒、夜ふかしなどは避け、体調を整えておきましょう。また薬剤の調整は絶対に素手ではしないようにしましょう。

農薬安全使用基準

対 象 農 薬 (剤 型)	規 制 項 目	き ゆ う り		ト マ ト		キヤベツ	ばれいしよ	いちご	ほうれ んそう	茶
		露 地	施 設 (含、トンネル ・フレーム)	露 地	施 設 (含、トンネル ・フレーム)					
BHCを含有する製剤 (乳剤、水和剤、粉剤 塗布剤、くん煙剤)	収穫前使用 禁 止 期 間	3 日 間 (リンデン に限る)	7 日 間 (リンデン に限る)	7日間	21 日 間	14 日 間	7 日 間 (リンデン に限る)	使用 しない 三		
	使用 回 数 の 制 限					3回以内	掘取りいもの 粉衣には使用 しない			
	使用 間 隔	3 日 以 上		7 日 以 上						
DDTを含有する製剤 (乳剤、水和剤、粉剤)	収穫前使用 禁 止 期 間	使 用 し な い				14 日 間	7 日 間	使用 しない		
	使用 回 数 の 制 限					3 回 以 内				
	使用 間 隔					7 日 以 上				
	備 考			掘取りいもの粉衣 には使用しない						
ひ 酸 鉛 ひ 酸 石 灰 ひ 酸 石 灰 粉 剤	収穫前使用 禁 止 期 間	開 花 始 め 以 後 は 使 用 し な い					7 日 間	使用 しない		
	使用 回 数 の 制 限						3 回 以 上			
	使用 間 隔					7 日 以 上				
	備 考			ひ 酸 鉛 は 使用しない						
アルドリノ、デイルド リンを含有する製剤 (乳剤、水和剤、粉剤)	使用 基 準	種子粉衣のみとし、散布、 土壌施用には使用しない		は種または植付時の土壌施用の みとし、散布および畑地以外は 使用しない		使 用 し な い				
エンドリを含有する 製 剤		使 用 し な い								
有 機 ひ 素 を 含 有 す る 製 剤 (液剤、乳剤、水和剤)	収穫前使用 禁 止 期 間	7 日 間		14 日 間		使用しない	14日間	使 用 し ない		
	使用 回 数 の 制 限			5 回 以 内			5回以内			
	使用 間 隔	7 日 以 上					7日以上			